

須坂市農業委員会 令和7年6月総会 議事録

- 1 招集 令和7年6月30日(月) 午後3時
- 2 開会 令和7年6月30日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和7年6月30日(月) 午後3時34分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議議室

- 5 出席した農業委員 (14 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	丸山輝幸	推進委員	15 番	小布施嘉雄
会長職務代理	13 番	中村豊彦	〃	7 番	春原 博	〃	16 番	竹前清孝
農業委員	1 番	返町俊昭	〃	8 番	原千賀子	〃	17 番	丸山雅之
〃	2 番	後藤文夫	〃	9 番	小林 昇	〃	18 番	吉田幸夫
〃	3 番	湯本か代子	〃	10 番	吉池寿一	〃	19 番	小林郁雄
〃	4 番	黒岩基之	〃	11 番	勝山修一	〃	20 番	増田光輝
〃	5 番	山岸幸子	〃	12 番	目黒孔一			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第9号 農地法第4条第1項第号の規定による届出について

報告第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画策定お要請について（農業委員会による要請→中間管理機構による売買）

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会6月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数14人全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。今月は記録的な猛暑ということで大変だったと思います。
農作業の方も大変忙しくなっていると思いますが6月総会に参集いただきありが

とうございます。

6月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、6番丸山輝幸委員、7番春原博委員をご指名申し上げます。

議長

はじめに、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数6件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら農業委員さんで何か補足説明がございいますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員

No.3の借り手については、株式会社であり、今後の経営計画はどのようなものなのか。

事務局

現在山梨県にて農地を借りて営農中。今後社長の地元である須坂において就農し規模拡大を図っていききたいという意向がある。

議長

よろしいですか。他に何かありますか。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何かございいますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第6号の6件について、決定と決するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号の6件については決定と決しました。

議長

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数4件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございいますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら農業委員さんで何かございいますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第7号の4件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号の4件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数16件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。

議長

ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。

異議はございませんか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第8号の16件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願

議長 います。
挙手全員であります。
よって、議案第 8 号の 16 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件
及び、報告第 9 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数
3 件について事務局の説明をお願いします。
事務局 （議案書に基づき朗読、説明。）
議長 この件でご質問はございませんか。

議長 次に報告第 10 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による
農地利用集積等促進計画策定の要請について」報告件数 1 件について事務局よりお
願いいたします。
事務局 （議案書に基づき朗読、説明）
議長 この件についてご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもって、6 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 30 日

議 長

署名委員

署名委員